

別表第七号(第46条の4関係)



図1

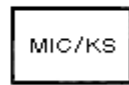


図2

注

- 1 形状は図1に示すものとし、大きさは長径が2センチメートル以上とすること。ただし、図1による表示が困難なときは、形状は図2に示すものとし、大きさは長辺が5ミリメートル以上とすること。この場合において、図2による表示と併せて「総務省指定」及び「第 ※ 号」のように記載すること。
- 2 材料は、容易にき損しないものであること(電磁的方法によつて表示を付す場合を除く。 )。
- 3 色彩は、適宜とする。ただし、「総務省指定」及び「MIC/KS」の文字並びに指定番号を容易に識別することができるものであること。
- 4 ※印は、指定番号とすること。